

生活交通ネットワーク計画（案）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

（策定年月日）平成 25 年 6 月 日
（協議会名称）美濃市地域公共交通会議

0. 生活交通ネットワーク計画の名称
美濃市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>（1）事業の目的</p> <p>美濃市は自主運行バスとして市コミュニティバス「わっちも乗ろ Car」、廃止代替路線である牧谷線、社会実験として「市街地循環無料バス」の運行により、市民の日常生活における移動手段を確保してきた。また、民間の路線バス、高速バス、長良川鉄道により隣接都市等とのアクセス手段が確保されており、バス交通をはじめとする公共交通機関が整備されている。</p> <p>コミュニティバスについては、交通弱者の移動手段として、通院や買物目的の移動手段として、よりきめ細かな運行を行う一方、利用実績や住民からの要望等を踏まえ、新規路線の運行、運賃の引き下げ、経路の延伸、停留所の増設など、利用者の利便性向上に努めてきた。</p> <p>しかし、少子高齢化、人口減少などの社会情勢の変化、自家用車の依存度の高まりなどにより、公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、公共交通の維持が非常に厳しい状況にある。その一方で、高齢者をはじめとする自動車などの移動手段を持たない住民にとって、公共交通は日常生活を送る上で重要な役割を担っている。</p> <p>これら公共交通を取り巻く現状を踏まえ、公共交通の利用実態、市民及び利用者のニーズを把握し、鉄道、バスにタクシーを加えた公共交通が本市の将来像を支える生活基盤として整備され、誰もが利用しやすく、持続可能で環境にもやさしい交通手段として機能するため、またコ・モビリティ社会の構築を推進するため、地域公共交通確保維持事業に取り組むものである。</p>
<p>（2）事業の必要性</p> <p>地域公共交通ネットワークを確保するためには、地域の特性に合った公共交通サービスを提供する必要がある、地域特性に応じた下記のフィーダーバス路線を確保するものとする。</p> <p>・乗り合わせタクシー</p> <p>定時定路線のコミュニティバスにかわる交通手段として、デマンド型運行の乗り合わせタクシーへ移行した。市内全域を、市街地地区を中心においた5つの地区として、乗り継ぎ拠点や病院、大型商業施設へのアクセスを容易にすることができる公共交通サービスを確保する。</p>

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・生活ニーズに合ったサービスが提供されているか。 需要に応じた公共交通サービスが確保されているか。 ※目標値 停留所別利用者数 20人／年以下の停留所件数 10件 以下 ・公共交通が利用され一定の費用効率が確保されているか。 行政の適切な支援により、公共交通のサービスの向上と市民の積極的な公共交通の利用により、持続可能な公共交通サービスを確保する。 ※目標値 利用者数 平日 147人／日 休日 32人／日以上 利用者一人あたり運行経費 1,250円／人 以下 ・運行目的は達成されているか。 公共交通のサービス向上により、市民の公共交通に対する満足度の向上を図る。 ※目標値 不満足度割合 15%以下
(2) 事業の効果
<p>地域内フィーダー系統を確保することにより、以下のような効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内全域で「乗り合わせタクシー」を運行することにより、幹線系統の路線バスや高速バス、長良川鉄道に接続することで、効果的な交通体系が実現でき、利用者利便の向上につながる。 ・移動手段を持たない交通弱者の社会参加の促進および公共交通空白地区の解消が実現し、主に昼間時間帯の通院・買物需要に応じることができるサービス水準が確保される。
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
<p>【運行系統・運行区域の概要】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p> <p>【運行予定者】 美濃タクシー株式会社</p> <p>【その他】 以下の書類等を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行区域図（停留所、運行時間） ・ 地域間交通ネットワークのフィーダー系統であることを証する図 ・ 運行事業者の決定方法及びその経過資料 （美濃市予約運行型（デマンド）乗り合わせタクシー交通試験運行（案））
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付</p> <p>以下の書類等を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画サービス提供時間について ・ 経常収益の見込額について
5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
※該当なし

6. 別表4の補助事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
※該当なし
7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付 以下の書類等を添付 ・ 人口集中地区以外の地区であることを示す図
8. 車両の取得に係る目的・必要性
※該当なし
9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額
※該当なし
11. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年9月7日（平成21年度第1回地域公共交通会議） 協議会設立、事業内容について協議 ・ 平成24年7月9日（平成24年度第1回地域公共交通会議幹事会） 交通会議設置要綱の一部改正について協議 乗り合わせタクシー試験運行についての協議 美濃市地域公共交通計画策定に向けての公共交通調査実施についての協議 ・ 平成24年8月21日（平成24年度第1回地域公共交通会議） 公共交通調査実施についての協議、乗り合わせタクシー試験運行についての協議 ・ 平成24年10月15日（平成24年度第2回地域公共交通会議幹事会） 公共交通調査の進捗状況の報告、乗り合わせタクシー試験運行についての協議 ・ 平成25年1月17日（平成24年度第2回地域公共交通会議） 乗り合わせタクシー市内全域試験運行についての協議 ・ 平成25年3月1日（平成24年度第3回地域公共交通会議幹事会） 公共交通調査の進捗状況の報告、乗り合わせタクシー全域試験運行についての協議 ・ 平成25年6月 日（平成25年度第1回地域公共交通会議） 公共交通調査完了の報告、生活交通ネットワーク計画策定についての協議

12. 利用者等の意見の反映	
市民アンケート調査、利用者アンケート調査、美濃市地域公共交通会議の意見を反映して本事業を作成	
13. 協議会メンバーの構成員	
関係市区町村	美濃市総務部総合政策課 美濃市建設部土木課
関係都道府県	岐阜県都市建築部公共交通課
交通事業者・交通施設管理者等	公益社団法人岐阜県バス協会 岐阜乗合自動車株式会社 岐阜県タクシー協会 長良川鉄道株式会社 岐阜乗合自動車労働組合 中部地方整備局岐阜国道事務所 岐阜県美濃土木事務所道路維持課 岐阜県関警察署交通課長
地方運輸局	中部運輸局岐阜運輸支局
その他協議会が必要と認める者	国立大学法人岐阜大学教授 美濃市連合自治会 美濃市社会福祉協議会 美濃市ボランティア連絡協議会 美濃市シニアクラブ連合会 美濃商工会議所 美濃市観光協会 美濃市小中学校校長会 美濃市連合PTA 武義高等学校PTA

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 岐阜県美濃市 1350 番地

(所属) 美濃市総務部総合政策課

(氏名) 平田 純也

(電話) 0575-33-1122

(e-mail) sougouseisaku_220@city.mino.lg.jp